

専門的・技術的分野における外国人材の受入れ
に関するタスクフォース幹事会（第5回）

議事次第

〔平成30年3月19日(月)15:30～
合同庁舎8号館5階共用A会議室〕

1 開会

2 議事

制度構築にあたって考慮すべき事項について

3 閉会

〔配付資料〕

資料1 内閣府資料

資料2 厚生労働省資料

資料3 警察庁資料

資料4 外務省資料

資料5 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局資料

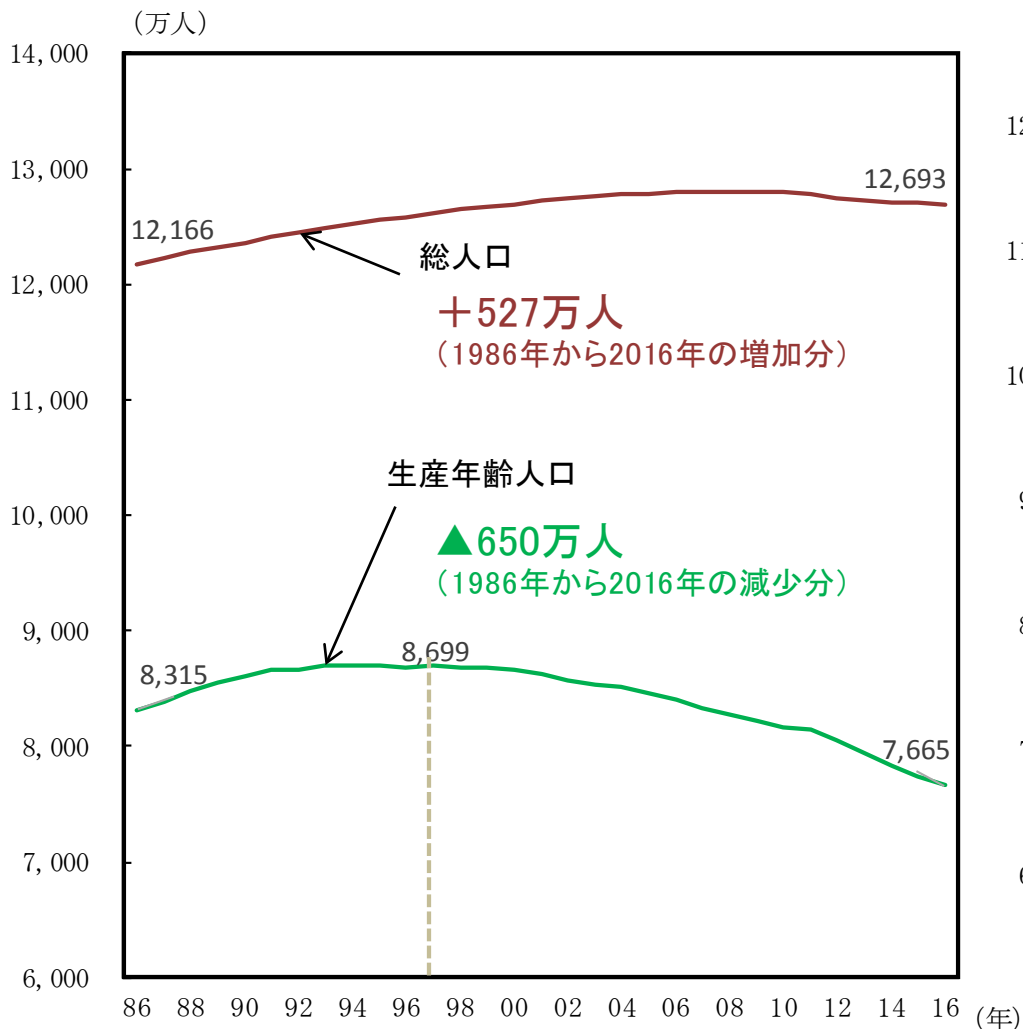
外国人労働力について

内閣府

生産年齢人口等の推移

○我が国の生産年齢人口は1997年を境に減少が続いており、他の先進国と比べて減少傾向が顕著である。

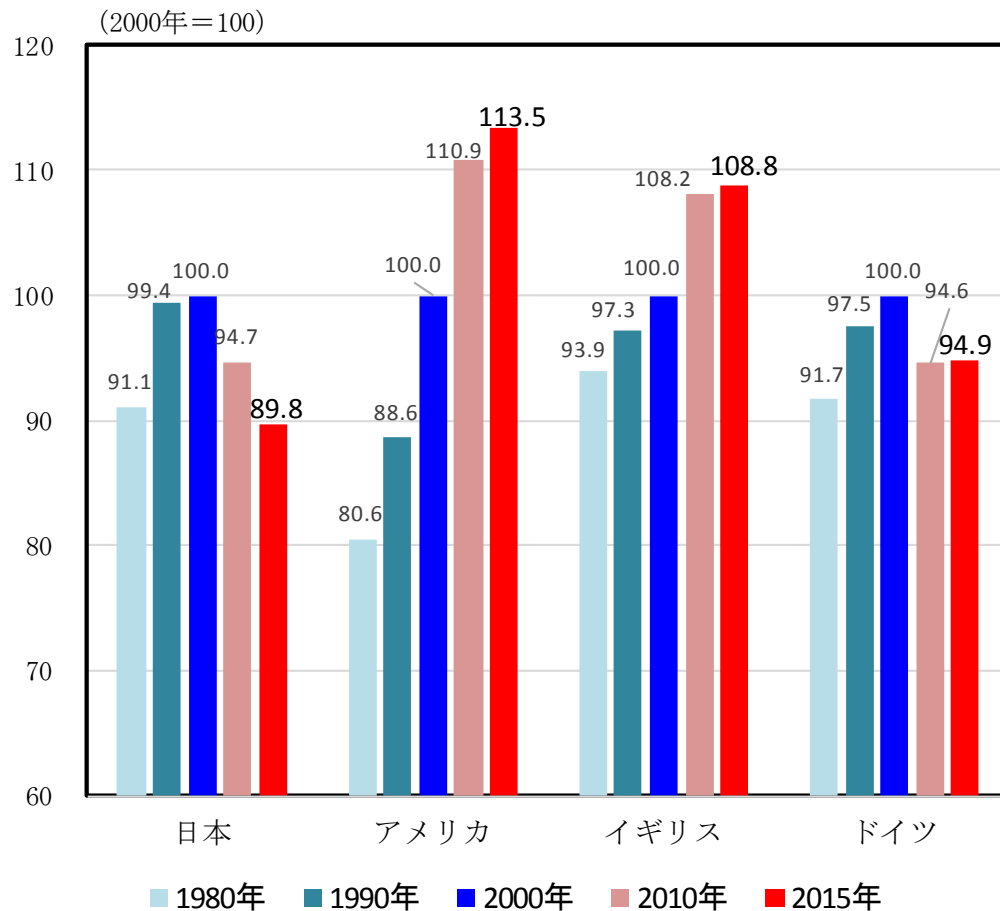
生産年齢人口と総人口の長期推移



(備考) 総務省「労働力調査」及び「人口推計」により作成。

(注) 生産年齢人口：15～64歳の人口。

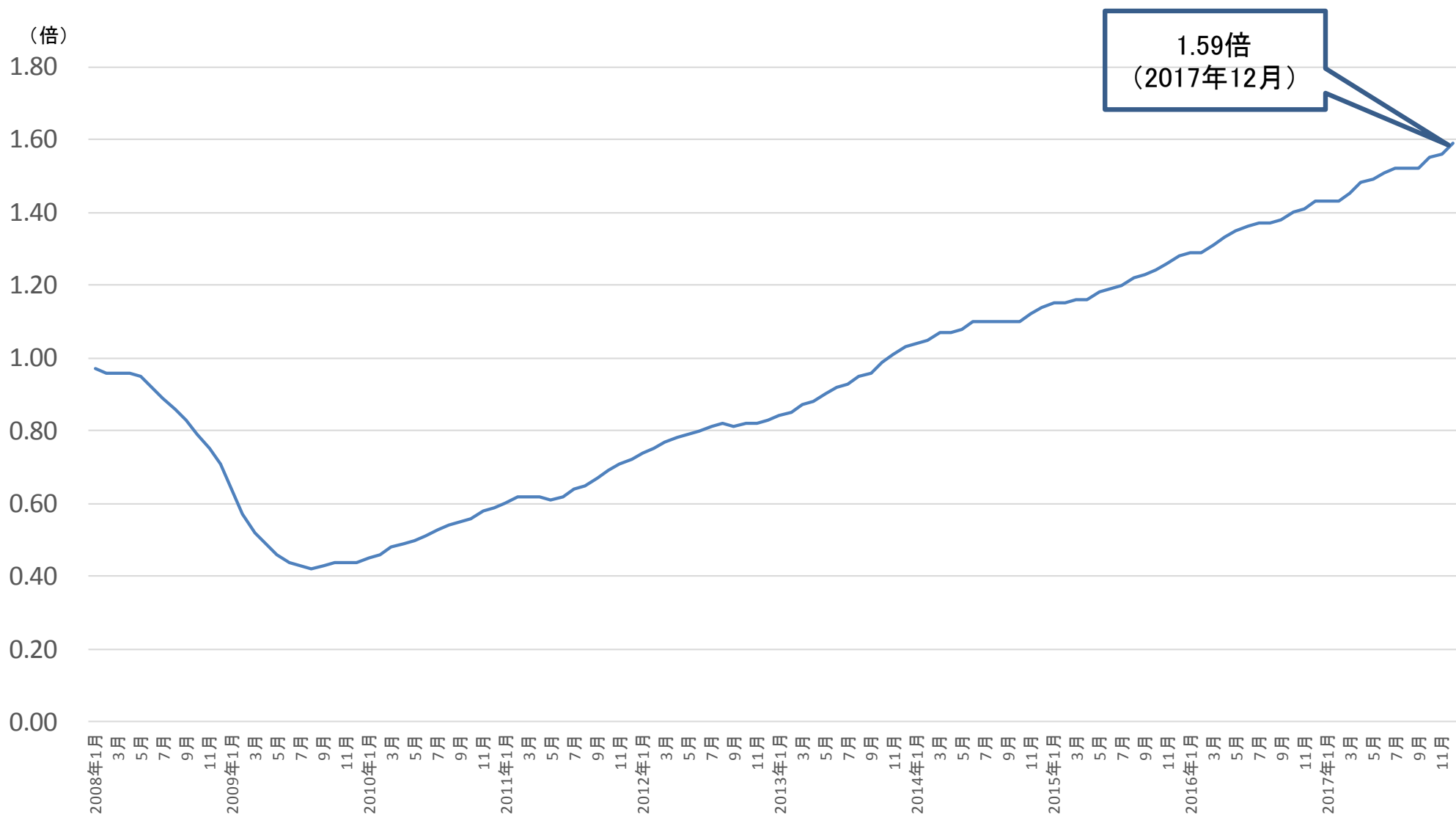
生産年齢人口の推移 (各国2000年を100として指数化したもの)



(備考) 国連「世界人口推計 2015年改訂版」により作成。

有効求人倍率の推移

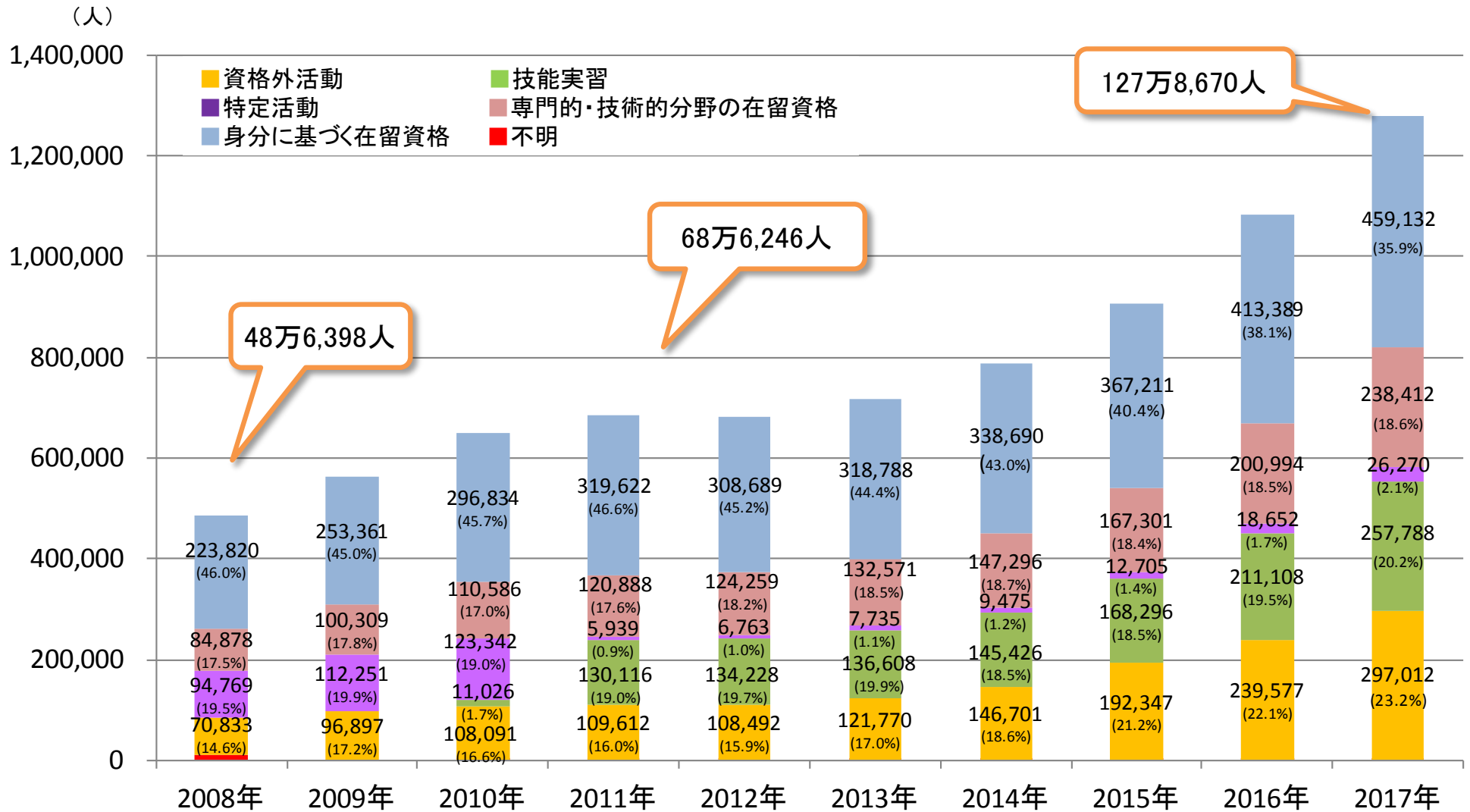
○有効求人倍率は、急速に増加し、足元(2017年12月)では、1.59倍と43年ぶりの高い水準。



(出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(季節調整値)

我が国における外国人労働者数の推移

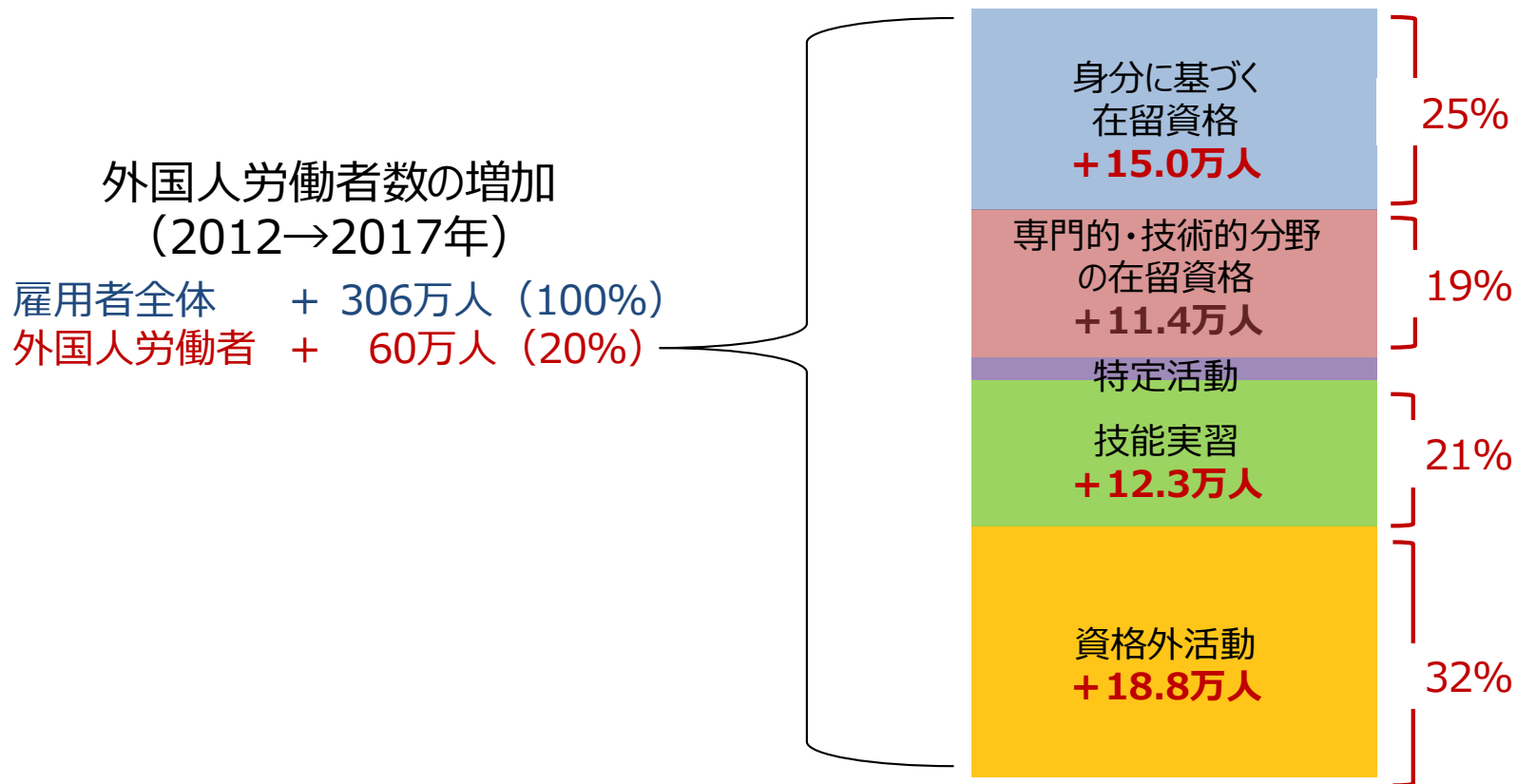
○我が国における直近外国人労働者数は、急速に増加し、昨年には、128万人(対前年比18%増)。



※ 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめに基づく集計（各年10月末現在の統計）

最近の外国人労働者数の増加の内訳

○我が国における直近5年間の雇用者数の増加の2割は外国人労働者の増加。その増加の過半は、留学生のアルバイト等の資格外活動や技能実習生の増加。



【参考】 我が国における外国人労働者の内訳

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

① 専門的・技術的分野 約23.8万人

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

② 身分に基づき在留する者 約45.9万人

（「定住者」（主に日系人）、「日本人の配偶者等」、「永住者」（永住を認められた者）等）
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③ 技能実習 約25.8万人

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

④ 特定活動 約2.6万人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

⑤ 資格外活動（留学生のアルバイト等） 約29.7万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材（学歴・年収・職歴等によるポイント）
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士 ※ 平成29年9月から新たに追加
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

計 約127.8万人

※外国人雇用状況の届出状況（2017年10月末現在）による。

外国人材の新たな受入れ制度の検討に向けた主な論点
(労働政策の視点から)

平成30年3月19日
厚生労働省職業安定局

I 総論

- 1 健全な労働市場の発展と外国人材の活躍との両立
- 2 業所管省庁による必要性についての合理的説明
- 3 技能実習制度における問題点の回避
- 4 先行の外国人材受入事業の長所の取込み
- 5 適正な雇用管理の必要性

II 各論

- 1 受入企業の責務
 - (1) 事業所当たりの受入上限数の検討
 - (2) 受入企業の基準
- 2 受入企業の基準適合性の判定
- 3 在留管理・支援体制の在り方
- 4 人材斡旋機関に対する指導・監督の強化
- 5 受入企業に対する雇用管理指導・支援
- 6 送出し国との関係
- 7 不況時の対応等

来日外国人犯罪の検挙状況

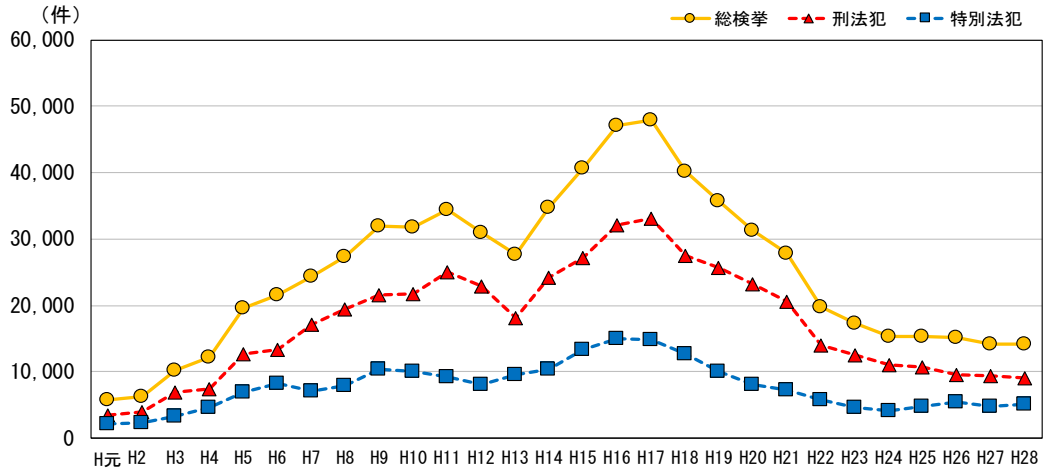
資料 3 - 1

○ 平成28年の来日外国人の検挙状況

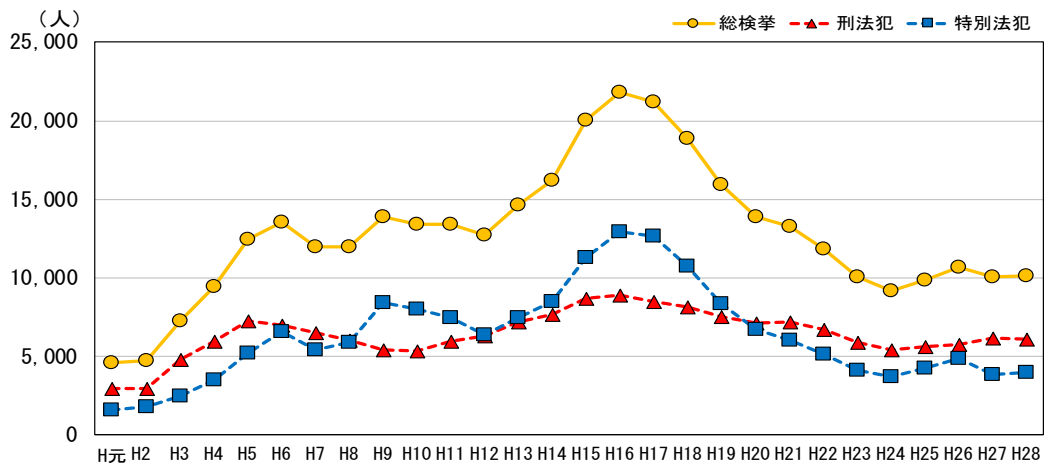
- ・ 総検挙件数は14,133件、総検挙人員は10,109人で、前年と比べて検挙件数が減少、検挙人員が増加。
- ・ 約10年前のピーク時と比べて大幅に減少したが、最近の5年間は横ばい状態。

○ 来日外国人犯罪の総検挙件数・人員の推移（刑法犯及び特別法犯）

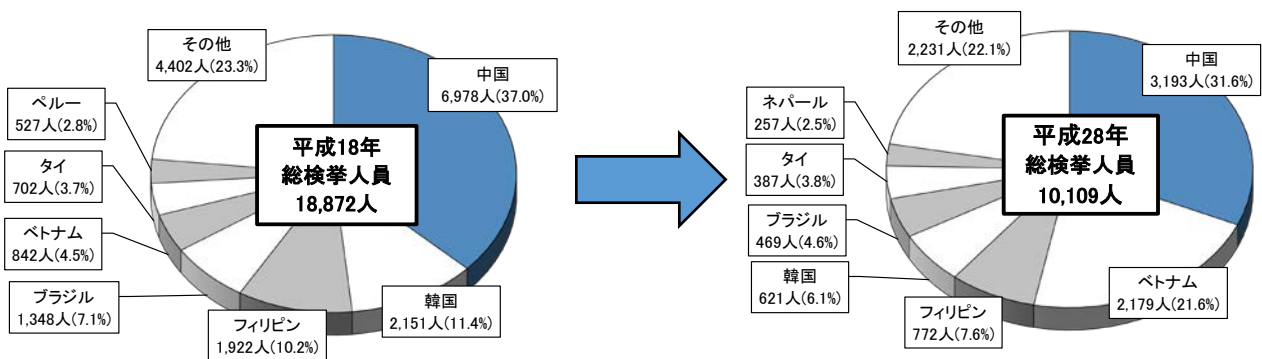
検挙件数



検挙人員



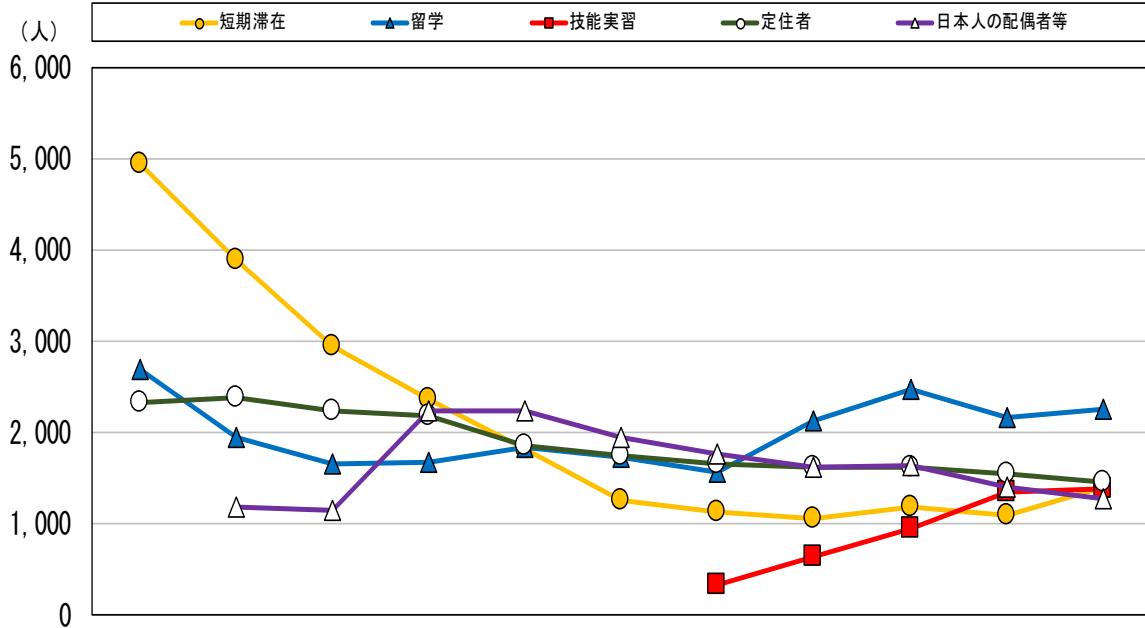
○ 国籍等別総検挙人員の比較（平成18年と28年）



在留資格別総検挙人員の推移

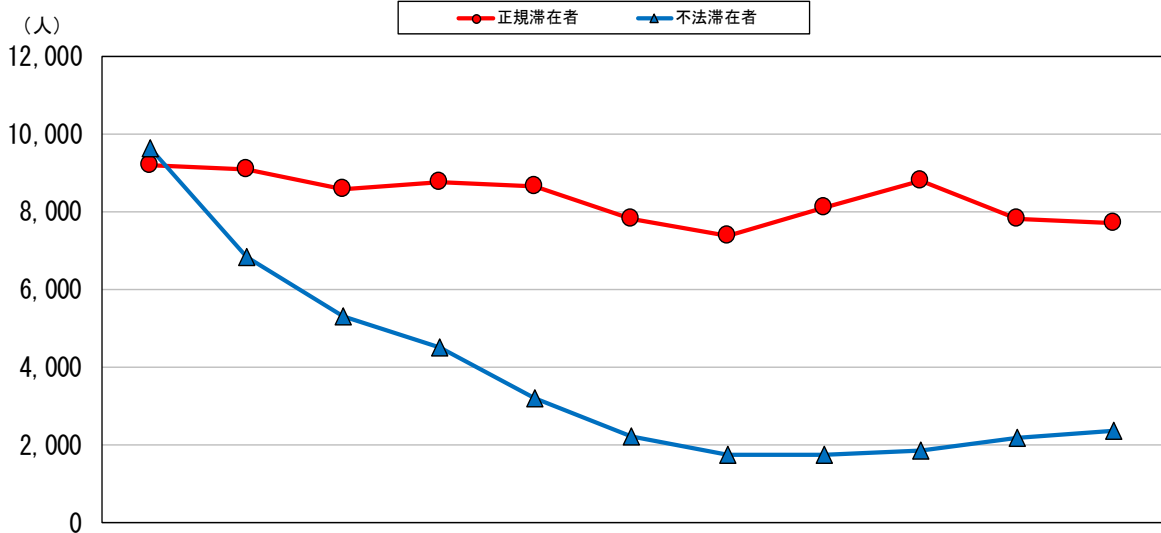
資料 3 - 2

在留資格別



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総検挙人員	18,872	15,914	13,885	13,257	11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109
技能実習	-	-	-	-	-	-	331	643	961	1,352	1,387
短期滞在	4,946	3,888	2,947	2,372	1,824	1,270	1,137	1,055	1,198	1,102	1,413
留学	2,698	1,958	1,665	1,675	1,839	1,740	1,562	2,125	2,476	2,175	2,269
日本人の配偶者等	1,195	1,190	1,154	2,244	2,237	1,956	1,762	1,619	1,641	1,416	1,280
定住者	2,337	2,386	2,242	2,179	1,855	1,751	1,658	1,618	1,618	1,560	1,461
その他	7,696	6,492	5,877	4,787	4,103	3,331	2,699	2,824	2,795	2,437	2,299

正規滞在・不法滞在別

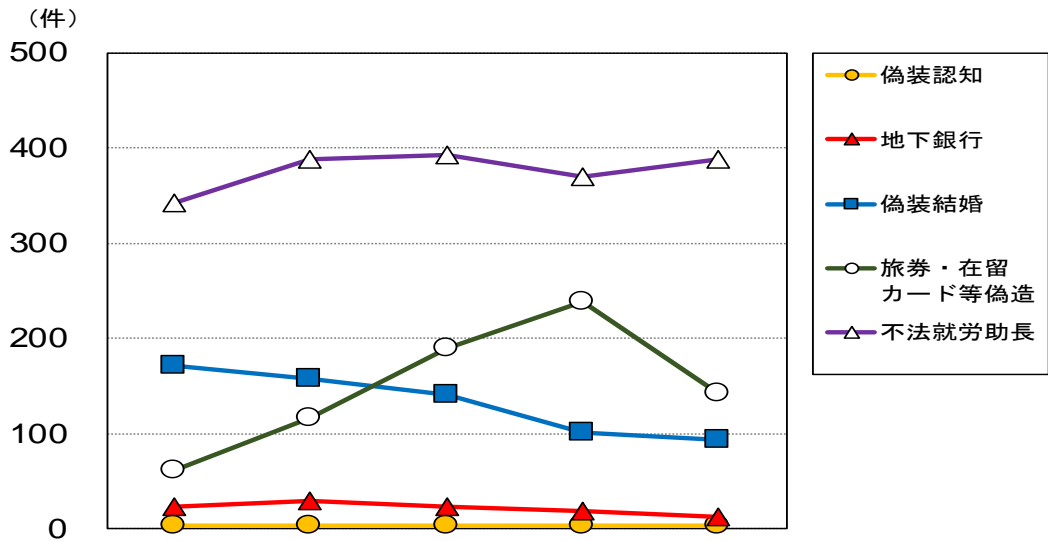


	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総検挙人員	18,872	15,914	13,885	13,257	11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109
正規滞在者	9,220	9,080	8,581	8,753	8,647	7,829	7,405	8,127	8,807	7,828	7,718
構成比	48.9%	57.1%	61.8%	66.0%	72.9%	77.9%	80.9%	82.2%	82.4%	78.0%	76.3%
不法滞在者	9,652	6,834	5,304	4,504	3,211	2,219	1,744	1,757	1,882	2,214	2,391
構成比	51.1%	42.9%	38.2%	34.0%	27.1%	22.1%	19.1%	17.8%	17.6%	22.0%	23.7%

犯罪インフラ事犯の検挙状況の推移

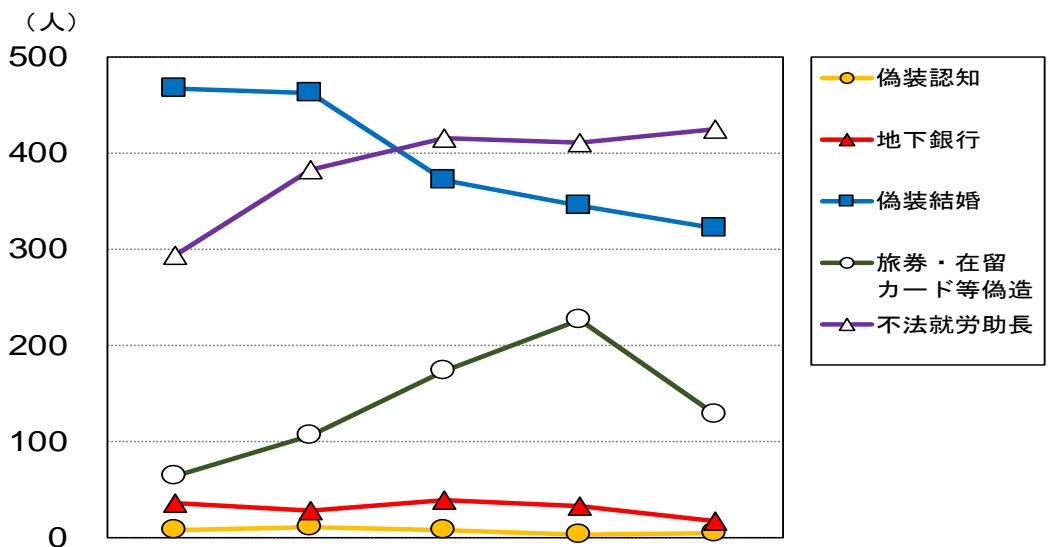
資料 3 - 3

検挙件数



	H24	H25	H26	H27	H28	増減数	増減率
総 数	604	697	750	733	640	-93	-12.7%
偽 装 認 知	3	4	3	3	3	0	0.0%
地 下 銀 行	24	30	24	19	13	-6	-31.6%
偽 装 結 婚	172	158	141	102	93	-9	-8.8%
旅券・在留カード等偽造	62	117	189	239	143	-96	-40.2%
不法就労助長	343	388	393	370	388	18	4.9%

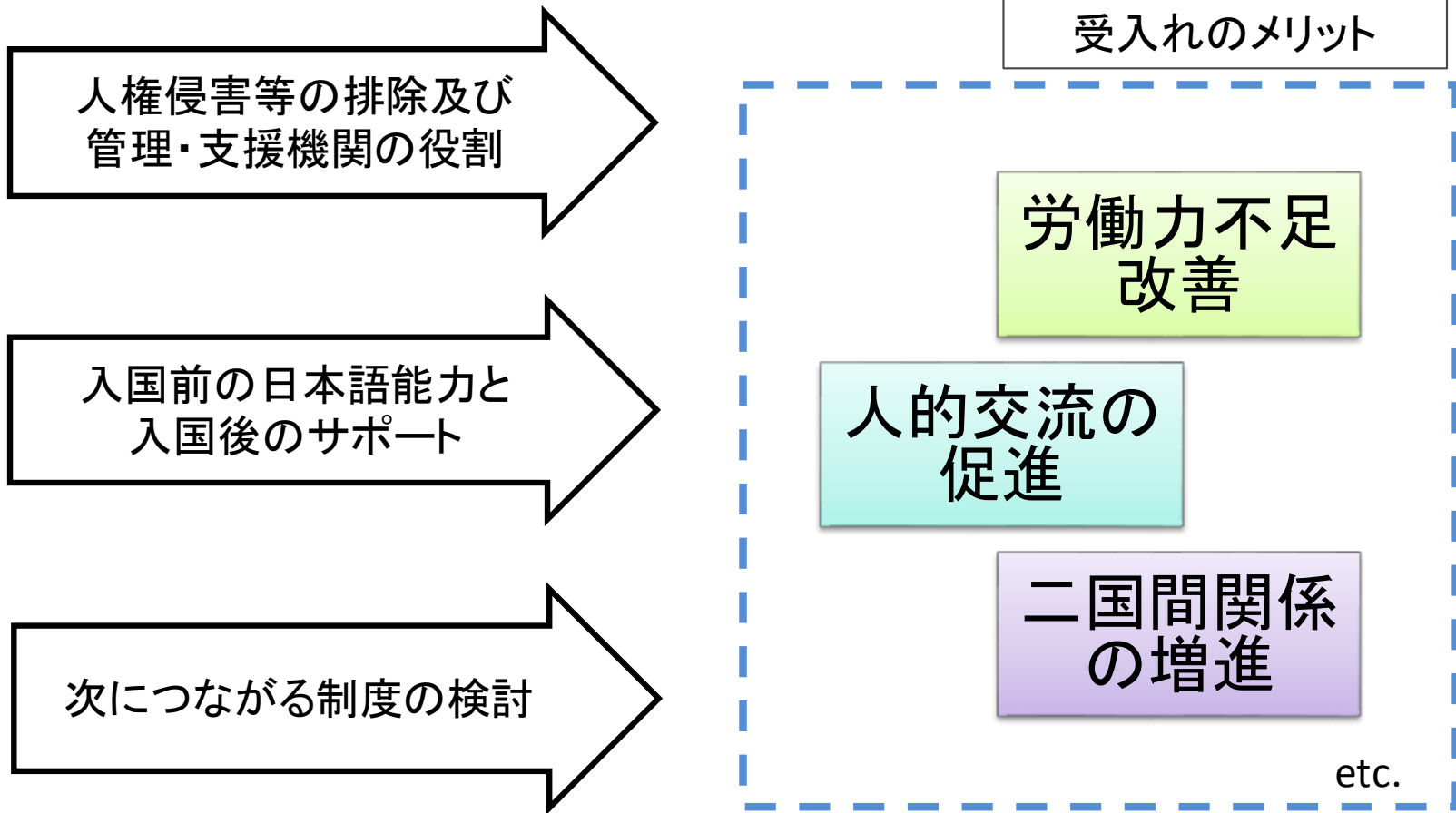
検挙人員



	H24	H25	H26	H27	H28	増減数	増減率
総 数	868	992	1,009	1,019	898	-121	-11.9%
偽 装 認 知	8	12	9	3	5	2	66.7%
地 下 銀 行	36	29	40	34	17	-17	-50.0%
偽 装 結 婚	466	462	371	345	322	-23	-6.7%
旅券・在留カード等偽造	65	106	174	227	129	-98	-43.2%
不法就労助長	293	383	415	410	425	15	3.7%

第5回専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース幹事会資料

平成30年3月19日 外務省



わくわく地方生活実現会議の開催について

1. 趣旨

地方の若者は、15年間で約3割、500万人以上が減少した。また、若者を中心として、地方から東京圏へ毎年10万人を超える転出超過が続いている。一方で、雇用・所得環境の改善により、地方においても企業の人手不足感が高まっており、今後成長制約となる可能性がある。

以上から、若者が夢や希望をいだいて地方へ移住する動きを加速するとともに、地方における人材確保策として女性や高齢者の活躍等を推進するための包括的かつ抜本的な取組を検討する必要がある。

こうした課題に対応するため、まち・ひと・しごと創生担当大臣のもとに「わくわく地方生活実現会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 主な検討項目

- ・若者を中心としたUIJターン対策の抜本的強化
- ・地方の人手不足に対応した女性や高齢者の活躍等の推進
- ・地方の魅力、夢の実現等について、国民の耳目を集める周知・広報の方策

3. 構成

- (1) 会議は、別紙に掲げる者により構成し、まち・ひと・しごと創生担当大臣の下で開催する。
- (2) まち・ひと・しごと創生担当大臣は、別紙に掲げる者の中から、会議の座長を選任する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

4. 庶務

会議の庶務は、内閣官房において処理する。

5. 運営

- (1) 会議において配布された資料は、原則として、公表する。
- (2) 会議の議事要旨を公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、議事要旨の全部又は一部を公表しないものとする事ができる。

わくわく地方生活実現会議 委員一覧

あべ 阿部	まさひろ 正浩	中央大学経済学部教授
いけだ 池田	ひろむ 弘	公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会会長
おおさき 大崎	ひろし 洋	吉本興業株式会社社長
おおた 太田	のぼる 昇	岡山県真庭市長
おか 岡	ドルゲ・コジマ	北海道壮瞥町地域おこし協力隊
さしで 指出	かずまさ 一正	月刊「ソトコト」編集長
さとう 佐藤	かなこ 可奈子	雪の日舎・かなやんファーム代表
たわら 俵	まち 万智	歌人
でぐち 出口	はるあき 治明	立命館アジア太平洋大学（APU）学長
なかはら 中原	あつし 淳	グレイセル株式会社代表
ひぐち 樋口	よしお 美雄	慶應義塾大学商学部教授
ますだ 増田	ひろや 寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
むらおか 村岡	つぐまさ 嗣政	山口県知事

◎：座長 ○：座長代理